

記者発表資料
 平成27年6月4日（木）
 問い合わせ先
 条例議案 総務部法務・コンプライアンス課 【内2318】
 予算議案 財政部財政課 【内2513】

平成27年さいたま市議会6月定例会提出予定議案一覧
 （平成27年6月10日 開会予定）

平成27年5月27日現在

議案番号	件名	備考
99	平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）	財政課
100	平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
101	平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）	財政課
102	さいたま市PFI等審査委員会条例の制定について	行財政改革推進部
103	さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	行政透明推進課
104	さいたま市職員の再任用に関する条例及びさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について	人事課
105	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職員課
106	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	税制課
107	さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	区政推進室
108	さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	査察指導課
109	さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	介護保険課
110	さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について	高等看護学院
111	さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について	食品安全推進課
112	さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例の制定について	生活衛生課
113	さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	生活衛生課
114	さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例を廃止する条例の制定について	市民総務課
115	さいたま都市計画浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業施行規程を廃止する条例の制定について	浦和駅周辺まちづくり事務所
116	議決事項の一部変更について（（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（建築）工事請負契約）	コミュニティ推進課
117	議決事項の一部変更について（（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（電気設備）工事請負契約）	コミュニティ推進課

118	議決事項の一部変更について（（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（機械設備）工事請負契約）	コミュニティ推進課
119	議決事項の一部変更について（（仮称）緑消防署等複合施設建設（建築）工事請負契約）	消防施設課
120	議決事項の一部変更について（（仮称）緑消防署等複合施設建設（電気設備）工事請負契約）	消防施設課
121	議決事項の一部変更について（（仮称）緑消防署等複合施設建設（機械設備）工事請負契約）	消防施設課
122	議決事項の一部変更について（指令センター建設（建築）工事請負契約）	消防施設課
123	指定管理者の指定について（さいたま市美園コミュニティセンター）	コミュニティ推進課
124	公の施設の利用に関する協議について	下水道維持課
125	市道路線の認定について	土木総務課
126	市道路線の廃止について	土木総務課

平成27年度さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計28件（予算議案3件・条例議案14件・一般議案9件・道路議案2件）

《予算議案》

議案第99号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

議案第100号 平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第101号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

《条例議案》

議案第102号 さいたま市PFI等審査委員会条例の制定について

（所管課所・都市戦略本部行財政改革推進部）

公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用する手法による手続に関し必要な事項を審査する附属機関を設置するもの。

（内容）

1 設置

- ・ 市におけるPFI等に関し必要な事項を審査するため、「さいたま市PFI等審査委員会」を設置するもの。

2 所掌事務

- ・ 委員会は、市長又は水道事業管理者の諮問に応じ、PFI法の規定による特定事業の選定、民間事業者の選定等に関し必要な事項を審査することとするもの。

3 組織

- (1) 委員会の委員は、5人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者等から委嘱することとするもの。

4 委員の任期

- ・ 委員の任期は3年とし、再任を妨げないこととするもの。

5 臨時委員

- (1) 特定事業の選定等に関する審査に資すると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができることとするもの。
- (2) 臨時委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る特定事業の選定等に関する審査が終了するまでとするもの。

6 委員長

- ・ 委員会に委員長を置き、その職務を定めるもの。

7 会議

- (1) 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員は、自己又は一定の親族の従事する業務に直接の利害関係のある事項を審査する場合は、その議事に加わることができないこととするもの。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでないこととするもの。
- (3) 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。
- (4) 会議は、非公開とするもの。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができることとするもの。

8 守秘義務

- ・ 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

9 庶務

- ・ 委員会の庶務は、都市戦略本部において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第103号 さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局総務部行政透明推進課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 特定個人情報の利用及び提供の制限

- ・ 特定個人情報の利用及び提供の制限を規定するもの。

2 特定個人情報の開示を請求できる者

- ・ 特定個人情報の開示を請求できる者を、本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とするもの。

3 特定個人情報の訂正等の請求

- ・ 特定個人情報の利用の停止若しくは削除又は提供の停止の請求について規定するもの。

4 個人情報の提供先への通知

- ・ 個人情報を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知するものとするもの。

(施行期日) 平成27年10月5日(情報提供等記録に関する部分の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日)

議案第104号 さいたま市職員の再任用に関する条例及びさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律における地方公務員等共済組合法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 規定の整備

(1) 条例で引用している「地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号」に改めるもの。

(2) 条例で引用している「地方公務員等共済組合法第84条第2項」を「厚生年金保険法第47条第2項」に改めるもの。

(施行期日) 平成27年10月1日

議案第105号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申等を踏まえ、平成27年6月期から市議会議員の期末

手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ

- (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の140から100分の147.5とするもの。
- (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の162.5とするもの。

(施行期日) 公布の日(適用は平成27年6月1日から)

議案第106号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 個人市民税における住宅ローン控除の延長

- ・ 住宅ローン控除の適用期限を1年半延長して平成31年6月30日までの入居者を対象とするもの。

2 雨水貯留浸透施設等に係る固定資産税等の負担軽減措置

- ・ 平成27年4月1日以後に取得される次の表の中欄に掲げる施設等に対する、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等について、その特例割合が条例委任されたことに伴い、同表の右欄の割合と規定するもの。

根拠規定	施設等	特例割合
法附則第15条第8項	雨水貯留浸透施設	3分の2
法附則第15条第18項本文	都市再生緊急整備地域内の公共施設等	5分の3
法附則第15条第18項ただし書	特定都市再生緊急整備地域内の公共施設等	2分の1
法附則第15条第30項	津波避難施設(家屋)	2分の1
法附則第15条第31項	津波避難施設(償却資産)	2分の1
法附則第15条第36項	備蓄倉庫	3分の2
法附則第15条の8第4項	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	3分の2

3 旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し

- ・ 旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減・廃止するもの。

4 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入

- ・ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した3輪以上の軽自動車で、環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置を講じるもの。

5 規定の整備

- ・ 地方税法等の改正に伴い引用条項を整備し、及び規定事項の見直しを行うもの。

(施行期日) 1、2及び4については公布の日、3については平成28年4月1日、5については同年1月1日等

議案第107号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進室)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を踏まえ、通知カード及び個人番号カードの再交付の手数料を新設し、並びに住民基本台帳カードの交付等の手数料を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 通知カードの再交付手数料の新設

事務の種類	手数料の額
通知カードの再交付	1枚につき 500円

2 個人番号カードの再交付手数料の新設及び住民基本台帳カードの交付等手数料の廃止

(1) 個人番号カードの再交付手数料の新設

事務の種類	手数料の額
個人番号カードの再交付	1枚につき 800円

(2) 住民基本台帳カードの交付等手数料の廃止

- ・ 住民基本台帳カードの交付、再交付又は有効期間内交付に係る手数料を廃止するもの。

(施行期日) 1については平成27年10月5日、2については平成28年1月1日

議案第108号 さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部査察指導課)

平常時と異なる危険物の取扱いが必要となる大規模災害時において、事務手続の迅速化及び被災者等の費用負担の軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の減免
- ・ 市長は、災害復旧のため特に必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第109号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

介護保険法施行令の一部改正による第1号被保険者のうち低所得者に対する保険料の軽減強化に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 保険料の減額賦課
- ・ さいたま市介護保険条例第3条第1項第1号に該当する者の平成27年度分から平成29年度分までの保険料について、減額賦課を行うもの。

対 象 者	保 険 料 率	
	現 行	改正後
生活保護受給者、市町村民税世帯非課税者（老齢福祉年金受給者又は年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者に限る。）	31,578円	28,420円

(施行期日) 公布の日（適用は平成27年4月1日から）

議案第110号 さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部高等看護学院)

今後更なる増大が見込まれる市内の看護師需要を踏まえ、さいたま市立高等看護学院の定員

を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市立高等看護学院の定員の変更
 - ・ さいたま市立高等看護学院の総定員を「120人」から「180人」に、各学年の定員を「40人」から「60人」に改めるもの。
- 2 経過措置
 - ・ 総定員を段階的に拡大する経過措置として、施行期日以後の入学者の学年から定員を引き上げるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第111号 さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部食品安全推進課)

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の一部改正等を踏まえ、危害分析・重要管理点方式による衛生管理手法の段階的な導入及び食中毒予防の徹底等を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 公衆衛生上講じるべき措置の基準
 - ・ 公衆衛生上講じるべき措置の基準を危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準又は危害分析・重要管理点方式を用いない従来基準のいずれかとするもの。
- 2 危害分析・重要管理点方式を用いない場合の基準
 - (1) 食中毒予防の徹底を図るため、次の規定を従来基準に加えるもの。
 - ア 施設、食品等がおう吐物等により汚染された場合において、消毒、廃棄等の適正な措置を行うこととするもの。
 - イ 食品等を取り扱う場合において、洗浄消毒することが困難な手袋は、衛生上支障がない場合を除き、使用しないこととするもの。
 - ウ 食品等への二次汚染を防止するため、使い捨て手袋を使用する場合は、適切な頻度で交換することとするもの。
 - (2) 確実にねずみ、昆虫等の防除ができる場合において、施設の状況に応じた方法及び頻度の調査を認めることとするもの。
- 3 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準
 - ・ 従来基準のほか、営業者が公衆衛生上講じるべき措置の基準として、危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準を規定するもの。

(施行期日) 平成27年10月1日等

議案第112号 さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

墓地及び納骨堂について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 指定管理者による管理
 - ・ 墓地及び納骨堂の管理を指定管理者に行わせることができることとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第 1 1 3 号 さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

斎場及び火葬場について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 指定管理者による管理
- ・ 斎場及び火葬場の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。

(施行期日) 平成 2 8 年 4 月 1 日

議案第 1 1 4 号 さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・市民局市民生活部市民総務課)

旧しらさぎ荘を一般競争入札により公売したことに伴い、しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 1 5 号 さいたま都市計画浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業施行規程を廃止する条例の制定について

(所管課所・都市局都心整備部浦和駅周辺まちづくり事務所)

浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業による公共施設の整備に関する工事が完了し、同事業が全て終了したため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第 1 1 6 号 議決事項の一部変更について（（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（建築）工事請負契約）

(所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課)

平成 2 6 年 6 月議会において議決を得た（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（建築）工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方
ハイシマ・八生・スミダ特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	1 3 億 5, 4 6 4 万 6, 1 6 0 円
変更後	1 3 億 6, 6 0 4 万 1 6 0 円

議案第 1 1 7 号 議決事項の一部変更について（（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（電気設備）工事請負契約）

(所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課)

平成 2 6 年 6 月議会において議決を得た（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施

設整備（電気設備）工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
埼玉・ハヤサカ特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	4億5,936万5,040円
変更後	4億6,773万5,040円

議案第118号 議決事項の一部変更について（（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（機械設備）工事請負契約）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

平成26年6月議会において議決を得た（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（機械設備）工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
荒井・アステック特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億1,678万3,440円
変更後	3億2,928万9,840円

議案第119号 議決事項の一部変更について（（仮称）緑消防署等複合施設建設（建築）工事請負契約）

（所管課所・消防局総務部消防施設課）

平成26年6月議会において議決を得た（仮称）緑消防署等複合施設建設（建築）工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
田中・不動・共栄特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	17億843万4,720円
変更後	17億3,541万3,120円

議案第120号 議決事項の一部変更について（（仮称）緑消防署等複合施設建設（電気設備）工事請負契約）

（所管課所・消防局総務部消防施設課）

平成26年2月議会において議決を得た（仮称）緑消防署等複合施設建設（電気設備）工事

請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方
岡村・瑞穂特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億3,742万9,800円
変更後	3億4,251万4,440円

議案第121号 議決事項の一部変更について（（仮称）緑消防署等複合施設建設（機械設備）工事請負契約）

（所管課所・消防局総務部消防施設課）

平成26年6月議会において議決を得た（仮称）緑消防署等複合施設建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方
積田・県南特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億7,315万6,200円
変更後	3億8,808万3,960円

議案第122号 議決事項の一部変更について（指令センター建設（建築）工事請負契約）

（所管課所・消防局総務部消防施設課）

平成26年9月議会において議決を得た指令センター建設（建築）工事請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方
三ツ和・山一特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億1,236万7,320円
変更後	3億1,772万4,120円

議案第123号 指定管理者の指定について（さいたま市美園コミュニティセンター）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市美園コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内緑区大字下野田 6 5 5 番地
 - (2) 名 称 さいたま市美園コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
 - (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成 2 8 年 1 月 4 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 4 号 公の施設の利用に関する協議について

(所管課所・建設局下水道部下水道維持管理課)

市の公の施設を上尾市の住民の利用に供することについて同市と協議するため、議決を求め
るもの。

(内容)

- 1 公の施設の名称
さいたま市公共下水道
- 2 公の施設の利用区域
 - ・ 上尾市大字瓦葺の一部(約 1. 0ヘクタール)及び西宮下二丁目の一部(約 0. 5ヘクタール)
- 3 経費の負担及び利用の条件
 - ・ 公共下水道施設利用については、法令並びに上尾市の条例及び規則による利用者負担を除き、その都度両市で協議して定める。

《道路議案》

議案第 1 2 5 号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 2 路線
開発 1 7 路線 計 1 9 路線

議案第 1 2 6 号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 0 路線
開発 2 路線 計 2 路線

平成27年さいたま市議会6月定例会 補正予算議案の概要

- ・議案第 99 号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）
- ・議案第 100 号 平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 101 号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

1 補正予算の特徴

1 健康・福祉の充実

- (1) 低所得高齢者の経済的負担を緩和するため、介護保険料の軽減策を強化します。
 - ① 介護保険事業特別会計繰出金(介護保険課)(149,749千円)(P9【先議分】)
- (2) 低所得者及び子育て世帯支援対策として給付金を給付します。
 - ① 臨時福祉給付金給付事業(1,228,888千円)(P19)
 - ② 子育て世帯臨時特例給付金給付事業(504,559千円)(P21)
- (3) 介護基盤の整備を推進するため、施設の整備等に係る費用の一部を助成します。
 - ① 老人福祉施設等施設建設補助事業(137,081千円)(P20)
- (4) 特定不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、男性不妊治療費の助成を行います。
 - ① 母子保健事業(地域保健支援課)(7,800千円)(P22)
- (5) 高等看護学院の早期開校を目指して、建替工事を行います。
 - ① 高等看護学院管理運営事業(75,468千円)【継続費】(継続費総額1,173,680千円)(P22)

2 防災対策の強化

- (1) 本庁舎の耐震補強工事を行うため、(仮称)仮配置棟を建設します。
 - ① 本庁舎耐震補強事業(310,294千円)【継続費】(継続費総額1,032,499千円)(P17)
- (2) 中学校の武道場非構造部材の耐震化改修工事を行います。
 - ① 中学校営繕事業(1,708,399千円)(P24)

3 その他

- (1) 大宮区役所新庁舎整備を早急に進めるため、埼玉県自動車税事務所の移転補償等を行います。
 - ① 大宮区役所新庁舎整備事業(23,851千円)(P18)
- (2) 建設工事費の高騰などに対応するため、昨年度に引き続き、国の緊急支援措置を活用し、市街地再開発組合に補助金を交付します。
 - ① 武蔵浦和駅第3街区市街地再開発事業(526,040千円)(P23)

議案第 99～100号（先議分）

- ・ 議案第 99号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）
- ・ 議案第100号 平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

2 補正予算の概要（先議分）

（１） 総括表

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	補正額	合計
一 般 会 計		456,341,947	149,749	456,491,696
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	133,678,000		133,678,000
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	20,469,000		20,469,000
	介 護 保 険 事 業	76,359,000	0	76,359,000
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	75,000		75,000
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	344,000		344,000
	用 地 先 行 取 得 事 業	505,000		505,000
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	1,732,000		1,732,000
	深 作 西 部 土 地 区 画 整 理 事 業	9,000		9,000
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	2,127,000		2,127,000
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,405,000		2,405,000
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	817,000		817,000
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	740,000		740,000
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	613,000		613,000
	南 平 野 土 地 区 画 整 理 事 業	22,000		22,000
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	62,000		62,000
	公 債 管 理	83,316,000		83,316,000
	計	323,273,000	0	323,273,000
企 業 会 計	水 道 事 業	46,337,821		46,337,821
	病 院 事 業	18,999,831		18,999,831
	下 水 道 事 業	56,164,042		56,164,042
	計	121,501,694	0	121,501,694
合 計		901,116,641	149,749	901,266,390

(2) 一般会計補正予算の概要

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 市 税	223,101,055		223,101,055
2 地 方 譲 与 税	2,740,501		2,740,501
3 利 子 割 交 付 金	366,000		366,000
4 配 当 割 交 付 金	1,276,000		1,276,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,400,000		1,400,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	17,613,000		17,613,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	67,000		67,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	596,001		596,001
9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,134,001		6,134,001
10 地 方 特 例 交 付 金	899,000		899,000
11 地 方 交 付 税	5,767,000		5,767,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	397,000		397,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	2,975,203		2,975,203
14 使 用 料 及 び 手 数 料	8,614,722		8,614,722
15 国 庫 支 出 金	73,013,395	74,874	73,088,269
16 県 支 出 金	18,423,063	37,437	18,460,500
17 財 産 収 入	1,285,403		1,285,403
18 寄 附 金	227,001		227,001
19 繰 入 金	8,079,422		8,079,422
20 繰 越 金	1	37,438	37,439
21 諸 収 入	31,198,279		31,198,279
22 市 債	52,168,900		52,168,900
歳 入 合 計	456,341,947	149,749	456,491,696

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 議 会 費	1,776,207		1,776,207
2 総 務 費	43,795,726		43,795,726
3 民 生 費	169,512,343	149,749	169,662,092
4 衛 生 費	37,698,861		37,698,861
5 労 働 費	422,729		422,729
6 農 林 水 産 業 費	1,453,260		1,453,260
7 商 工 費	15,973,657		15,973,657
8 土 木 費	82,740,412		82,740,412
9 消 防 費	16,287,545		16,287,545
10 教 育 費	39,623,874		39,623,874
11 災 害 復 旧 費	5		5
12 公 債 費	46,857,328		46,857,328
13 予 備 費	200,000		200,000
歳 出 合 計	456,341,947	149,749	456,491,696

(3) 各事業の概要

一般会計

No.	局名	課所室名	事務事業名	ページ
1	保健福祉局	介護保険課	介護保険事業特別会計繰出金(介護保険課)	9

特別会計

No.	局名	課所室名	会計名	ページ
2	保健福祉局	介護保険課	介護保険事業特別会計	9

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)		補正額	149,749	
局/部/課	保健福祉局/福祉部/介護保険課	〔財源内訳〕		
款/項/目	3款 民生費/6項 介護保険費/1目 介護保険費	15款 国庫支出金	74,874	
<事業の目的・内容> 保険給付費の市負担分並びに介護保険事業運営に係る職員人件費及び事務費に充当するため、介護保険事業特別会計へ一般会計から繰出しを行います。		16款 県支出金	37,437	
		- 一般財源	37,438	
<補正の目的・内容> 低所得者保険料軽減の実施に伴い、国・県及び市負担分について介護保険事業特別会計へ一般会計から繰出しを行うため、補正を行うものです。		補正前予算額 10,843,137		
<主な事業> 1 低所得者保険料軽減に係る繰出金 149,749 [参考] 低所得者保険料軽減に係る費用の国負担分(事業費の50%)、県負担分(事業費の25%)及び市負担分(事業費の25%)について、介護保険事業特別会計へ一般会計から繰出しを行います。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 事業スケジュール ・平成27年7月1日 介護保険料納入通知書を発送 ・平成27年度中 介護保険事業特別会計へ繰出し </td> </tr> </table>				事業スケジュール ・平成27年7月1日 介護保険料納入通知書を発送 ・平成27年度中 介護保険事業特別会計へ繰出し
事業スケジュール ・平成27年7月1日 介護保険料納入通知書を発送 ・平成27年度中 介護保険事業特別会計へ繰出し				

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 介護保険事業特別会計		補正額	0	
局/部/課	保健福祉局/福祉部/介護保険課	〔財源内訳〕		
予算書P.	29	1款 保険料	△ 149,749	
<事業の目的・内容> 介護保険料の賦課・徴収、要介護認定、介護保険サービス利用に対する保険給付等の事務を行い、制度の円滑な運営を図ります。 また、地域支援事業として、要介護認定者となることを予防する介護予防事業や地域包括支援センターの設置・運営及び要介護者又は家族介護者を支援する事業を行います。		6款 繰入金	149,749	
		財源更正		
<補正の目的・内容> 低所得者保険料軽減の実施に伴う財源更正のため、補正を行うものです。		補正前予算額 76,359,000		
<主な事業> 1 介護サービス等諸費 0 [参考] [財源更正] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 事業スケジュール ・平成27年7月1日 介護保険料納入通知書を発送 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者保険料 △ 149,749 ・低所得者保険料軽減繰入金 149,749 				事業スケジュール ・平成27年7月1日 介護保険料納入通知書を発送
事業スケジュール ・平成27年7月1日 介護保険料納入通知書を発送				

議案第101号（通常分）

- ・ 議案第101号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

3 補正予算の概要（通常分）

（１） 総括表

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	補正額	合計
一 般 会 計		456,491,696	4,559,399	461,051,095
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	133,678,000		133,678,000
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	20,469,000		20,469,000
	介 護 保 険 事 業	76,359,000		76,359,000
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	75,000		75,000
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	344,000		344,000
	用 地 先 行 取 得 事 業	505,000		505,000
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	1,732,000		1,732,000
	深 作 西 部 土 地 区 画 整 理 事 業	9,000		9,000
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	2,127,000		2,127,000
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,405,000		2,405,000
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	817,000		817,000
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	740,000		740,000
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	613,000		613,000
	南 平 野 土 地 区 画 整 理 事 業	22,000		22,000
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	62,000		62,000
	公 債 管 理	83,316,000		83,316,000
	計	323,273,000	0	323,273,000
企 業 会 計	水 道 事 業	46,337,821		46,337,821
	病 院 事 業	18,999,831		18,999,831
	下 水 道 事 業	56,164,042		56,164,042
	計	121,501,694	0	121,501,694
合 計		901,266,390	4,559,399	905,825,789

(2) 一般会計補正予算の概要

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 市 税	223,101,055		223,101,055
2 地 方 譲 与 税	2,740,501		2,740,501
3 利 子 割 交 付 金	366,000		366,000
4 配 当 割 交 付 金	1,276,000		1,276,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,400,000		1,400,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	17,613,000		17,613,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	67,000		67,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	596,001		596,001
9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,134,001		6,134,001
10 地 方 特 例 交 付 金	899,000		899,000
11 地 方 交 付 税	5,767,000		5,767,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	397,000		397,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	2,975,203		2,975,203
14 使 用 料 及 び 手 数 料	8,614,722	2,407	8,617,129
15 国 庫 支 出 金	73,088,269	2,740,540	75,828,809
16 県 支 出 金	18,460,500	131,630	18,592,130
17 財 産 収 入	1,285,403	10,192	1,295,595
18 寄 附 金	227,001		227,001
19 繰 入 金	8,079,422		8,079,422
20 繰 越 金	37,439	136,405	173,844
21 諸 収 入	31,198,279	1,625	31,199,904
22 市 債	52,168,900	1,536,600	53,705,500
歳 入 合 計	456,491,696	4,559,399	461,051,095

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 議 会 費	1,776,207		1,776,207
2 総 務 費	43,795,726	352,215	44,147,941
3 民 生 費	169,662,092	1,884,099	171,546,191
4 衛 生 費	37,698,861	83,268	37,782,129
5 労 働 費	422,729		422,729
6 農 林 水 産 業 費	1,453,260	5,378	1,458,638
7 商 工 費	15,973,657		15,973,657
8 土 木 費	82,740,412	526,040	83,266,452
9 消 防 費	16,287,545		16,287,545
10 教 育 費	39,623,874	1,708,399	41,332,273
11 災 害 復 旧 費	5		5
12 公 債 費	46,857,328		46,857,328
13 予 備 費	200,000		200,000
歳 出 合 計	456,491,696	4,559,399	461,051,095

(3) 各事業の概要

一般会計

No.	局名	課所室名	事務事業名	ページ
1	財政局	庁舎管理課	本庁舎耐震補強事業	17
2	市民局	コミュニティ推進課	南浦和コミュニティセンター外18施設管理運営事業	
3	市民局	大宮区役所新庁舎建設準備室	大宮区役所新庁舎整備事業	18
4	保健福祉局	福祉総務課	社会福祉執行管理事業	
5	保健福祉局	福祉総務課	臨時福祉給付金給付事業	19
6	保健福祉局	障害福祉課	障害者施設整備事業	
7	保健福祉局	介護保険課	老人福祉施設等施設建設補助事業	20
8	子ども未来局	子育て支援政策課	児童養護施設等管理運営事業	
9	子ども未来局	子育て支援政策課	子育て世帯臨時特例給付金給付事業	21
10	保健福祉局	生活福祉課	生活保護執行管理事業	
11	保健福祉局	地域保健支援課	母子保健事業(地域保健支援課)	22
12	保健福祉局	高等看護学院	高等看護学院管理運営事業	
13	経済局	農業環境整備課	農業環境整備事業	23
14	都市局	浦和西部まちづくり事務所	武蔵浦和駅第3街区市街地再開発事業	
15	教育委員会事務局	学校施設課	中学校営繕事業	24

一般会計(継続費)

No.	局名	課所室名	事業名	ページ
-	財政局	庁舎管理課	(仮称)仮配置棟建設事業	17
-	保健福祉局	高等看護学院	高等看護学院建替事業	22

一般会計(債務負担行為)

No.	局名	課所室名	事項名	ページ
-	市民局	コミュニティ推進課	美園コミュニティセンター管理業務	17
16	教育委員会事務局	学校施設課	新設美園地区中学校基本計画作成等業務	24

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 本庁舎耐震補強事業			補正額 310,294			
局/部/課	財政局/財政部/庁舎管理課		〔財源内訳〕			
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/8目 財産管理費	予算書P. 49	22款 市債	232,300		
<事業の目的・内容> 本庁舎の高層棟及び低層棟について、大規模地震の発生も懸念されているなか、被災時において防災中核拠点施設としての機能維持をするため、また、来庁市民及び職員の安全確保を図るため、耐震補強工事を行う必要があります。			- 一般財源	77,994		
<補正の目的・内容> 耐震補強工事を安全かつ効率的に進めるべく、執務室の仮移転先として(仮称)仮配置棟が必要となりますが、大規模地震発生時の庁舎機能維持のため、早急に耐震補強工事を完了させる必要があることから、補正を行うものです。			補正前予算額			
<主な事業> 1 (仮称)仮配置棟建設事業 309,751 [参考] 事業スケジュール 第二別館解体工事完了後、速やかに(仮称)仮配置棟の建設工事を行います。 ・平成27年9月 第二別館解体工事着手 ・平成28年1月 (仮称)仮配置棟建設工事着手 2 土砂搬出に伴う土壌分析調査 543 (仮称)仮配置棟建設に際し搬出される土砂の分析調査を行います。 ・平成28年10月 (仮称)仮配置棟竣工 ・平成29年2月 本庁舎耐震補強工事着手						
<継続費の設定>						
事業名	年度	年 割 額	財 源 内 訳			
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
(仮称)仮配置棟建設事業	27	309,751	0	232,300	0	77,451
	28	722,748	0	542,000	0	180,748
	計	1,032,499	0	774,300	0	258,199

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 南浦和コミュニティセンター外18施設管理運営事業			補正額 18,070			
局/部/課	市民局/市民生活部/コミュニティ推進課		〔財源内訳〕			
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/11目 自治振興費	予算書P. 49	14款 使用料及び手数料	2,407		
<事業の目的・内容> コミュニティ活動・市民活動を推進していくため、生涯学習・地域交流・地域支援にあった機能の充実に努めるとともに、コミュニティ活動等の場を提供します。			17款 財産収入	192		
<補正の目的・内容> 本市の副都心に位置付けられる美園地区のまちづくりを進める中で、人口定着の促進のため、コミュニティ活動の場として開設される美園コミュニティセンターを管理運営するに当たり、指定管理制度を導入し、適正な管理運営を実施するため、補正を行うものです。			21款 諸収入	25		
<主な事業> 1 美園コミュニティセンター管理業務 18,070 [参考] 事業スケジュール (1) 指定管理料(平成27年度) (2) 債務負担行為設定(平成28～32年度)			- 一般財源	15,446		
			補正前予算額 1,256,818			
<債務負担行為>						
事項	期間	限 度 額	財 源 内 訳			
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
美園コミュニティセンター管理業務	平成28年度から平成32年度まで	432,380	0	0	62,213	370,167

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 大宮区役所新庁舎整備事業		補正額	23,851
局/部/課	市民局/区政推進室/大宮区役所新庁舎建設準備室	〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/5項 区政振興費/1目 区政総務費	予算書P. 49	21款 諸収入 1,012
<事業の目的・内容> 大宮区役所については、市民・職員の安全確保、防災拠点としての耐震性確保、ライフサイクルコストなどを総合的に判断した結果、建て替えの方針に決まったことから、整備に必要な業務を実施します。			- 一般財源 22,839
<補正の目的・内容> 平成26年8月1日に県と締結した「土地交換契約書」に基づき、県と早急に補償契約を締結するため、補正を行うものです。			補正前予算額 752,524
<主な事業> 1 埼玉県自動車税事務所移転補償費 22,734 県自動車税事務所の県大宮合同庁舎から大宮区役所別館への移転にかかる費用を補償します。			
[参考] 事業スケジュール ・平成27年12月下旬～平成28年1月上旬 埼玉県自動車税事務所移転予定 ・平成27年12月～所有権移転(3月中旬)まで 大宮区役所別館電気設備管理業務実施			
2 大宮区役所別館電気設備管理業務 86 区役所別館改修等工事に伴う高圧受電設備の管理・保安を行います。			
3 大宮区役所別館光熱水費 1,031 区役所別館改修等工事に伴う高圧受電電気使用料及び県の移転後の区役所別館電気使用料を立替えます。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 社会福祉執行管理事業		補正額	3,002
局/部/課	保健福祉局/福祉部/福祉総務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/1項 社会福祉費/1目 社会福祉総務費	予算書P. 49	21款 諸収入 12
<事業の目的・内容> 厚生労働行政及び社会福祉行政の企画、運営、推進に必要な基礎資料を得るための調査を実施するとともに、社会福祉各事業の推進を図ります。			- 一般財源 2,990
<補正の目的・内容> 平成27年は、終戦70周年に当たり、国から「第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」が支給されるため、各区役所に特設会場を設け、遺族からの申請を集中的に受け付けます。データ入力や遺族との連絡調整等を行い、円滑に手続きを進めるため、各区役所に臨時職員の配置等が必要であることから、補正を行うものです。			補正前予算額 13,263
<主な事業> 1 各区役所における集中受付の実施 2,592 集中受付期間(7月)に受け付けた請求書等の整理・確認等を行い、速やかに埼玉県へ書類を送付するために、臨時職員を各区福祉課に1名(合計10名・3か月間)配置します。			
[参考] 事業スケジュール ・平成27年4月 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」の施行 ・平成27年7月 特別弔慰金請求を集中受付(各区役所) ・平成27年8月～10月 請求書等を精査し、埼玉県へ送付 ・平成27年12月～ 特別弔慰金支給通知を送付			
2 特別弔慰金請求者(遺族)へ特別弔慰金支給の通知 410 特別弔慰金請求者(遺族)に特別弔慰金を支給する旨の通知を各区福祉課から郵送で通知します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 臨時福祉給付金給付事業		補正額	1,228,888
局/部/課	保健福祉局/福祉部/福祉総務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/1項 社会福祉費/5目 臨時福祉給付金給付費	15款 国庫支出金	1,228,888
予算書P. 49 <事業の目的・内容> 消費税率引き上げの影響等を踏まえ、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うための暫定的・臨時的な措置である臨時福祉給付金を、前年度に引き続き給付します。			
<補正の目的・内容> 国のスケジュールにのっとり事業を進めるため、今後必要となる事務費及び給付費について、補正を行うものです。		補正前予算額	256,734
<主な事業> 1 臨時福祉給付金 1,140,000 [参考] (1) 支給対象者 事業スケジュール 市民税(均等割)が課税されていない者(課税者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年7月 コールセンター設置 ・平成27年8月 電算システム稼働開始 (2) 支給額 対象者一人につき6千円 申請書の送付 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月 申請受付開始 (3) 対象者数 19万人 申請受付開始 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月 給付金支給開始 ・平成27年12月 申請受付終了 ・平成28年1月以降 申請書未提出者に対する再勧奨 2 申請受付 54,965 各区役所及び郵送で、申請の受付を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月以降 事業統計資料作成、補助金精算等 3 支給審査等 33,923 申請書を受付後、課税状況等の審査を行い、速やかに給付金を給付します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 障害者施設整備事業		補正額	6,846
局/部/課	保健福祉局/福祉部/障害福祉課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/2項 障害者福祉費/3目 障害者福祉施設費	15款 国庫支出金	△ 78,499
予算書P. 51 <事業の目的・内容> 障害者福祉施設の整備を通じて、利用者の安全を確保するとともに、安定的な障害福祉サービスの提供を図ります。		22款 市債	65,600
<補正の目的・内容> 国庫補助金の基準単価が増額改定されたこと等に伴い、障害者福祉施設の整備を予定する案件に対して新たな単価に基づく補助金を交付し、安定的な障害福祉サービスの提供を図るため、補正を行うものです。		- 一般財源	19,745
		補正前予算額	151,784
<主な事業> 1 障害者施設整備事業 4,900 [参考] 特別支援学校在校生が卒業後に通所することができる 事業スケジュール 通所施設の新設を予定する整備案件に対して、新たな単価に基づき補助金を交付します。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月 国庫補助内示 ・平成27年7月～ 補助事業着手 ・平成28年3月 補助事業終了 2 スプリンクラー整備事業 1,946 災害発生時に自力避難が困難な方が入所する施設に対し、安全性の確保を目的として、スプリンクラーの設置に係る費用の一部について、新たな単価に基づき補助金を交付します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 老人福祉施設等施設建設補助事業		補正額	137,081
局/部/課	保健福祉局/福祉部/介護保険課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/3項 老人福祉費/3目 老人福祉施設費	15款 国庫支出金	13,251
		16款 県支出金	123,830
予算書 P. 51 <事業の目的・内容> 老人福祉施設等について、施設設置者の負担軽減を図り、社会福祉法人等の積極的な整備意欲を喚起し、介護基盤の整備を推進するため、建設費用等の整備費の一部を助成します。		補正前予算額	
<補正の目的・内容> 国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、既存の小規模福祉施設等へのスプリンクラー設備等の設置を推進するため、また、埼玉県の地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用し、老人福祉施設の整備を推進するため、補正を行うものです。		2,044,435	
<主な事業> 1 スプリンクラー設備等の設置の推進 13,251 [参考] 災害発生時に自力避難が困難な方が入所する施設に対し、安全性の確保を目的として、スプリンクラー設備等の設置にかかる費用の一部を助成します。 事業スケジュール ・平成27年7月～ 事業実施 ・平成27年度末 事業完了 2 地域密着型介護老人福祉施設の整備の推進 123,830 介護基盤の整備を推進するため、地域密着型介護老人福祉施設の建設費用等の整備費の一部を助成します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 児童養護施設等管理運営事業		補正額	3,318
局/部/課	子ども未来局/子ども育成部/子育て支援政策課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	15款 国庫支出金	2,212
		22款 市債	800
		- 一般財源	306
予算書 P. 51 <事業の目的・内容> 保護者がいない・養育能力がない等の家庭環境上の問題を抱える18歳未満の児童を保護・養育し、家庭復帰、社会的自立を支援する児童養護施設の管理運営を行います。また、民間による施設整備に対する補助金を交付することで、乳児院の整備を推進し、保護者のない乳児等の養育体制の充実を図ります。		補正前予算額	
<補正の目的・内容> 国庫補助金の基礎点数の改定に伴い、乳児院の新設を予定する事業者に対して、改定後の単価で補助金を交付するため、補正を行うものです。		309,143	
<主な事業> 1 乳児院施設整備補助 3,318 [参考] 乳児院の整備を推進し、保護者のない乳児等の養育体制の充実を図るため、乳児院の新設を予定する事業者に対して、改定後の単価で補助金を交付します。 事業スケジュール ・平成27年7月 補助金交付決定 ・平成27年9月 工事着工 ・平成28年3月 実績報告、精算 ・平成28年4月 施設開所			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 子育て世帯臨時特例給付金給付事業		補正額	504,559
局/部/課	子ども未来局/子ども育成部/子育て支援政策課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/5目 子育て世帯臨時特例給付金給付費	15款 国庫支出金	504,559
予算書P. 51 <事業の目的・内容> 消費税率引き上げの影響等を踏まえ、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯に対して前年度に引き続き子育て世帯臨時特例給付金を給付します。			
<補正の目的・内容> 国のスケジュールにのっとり事業を進めるため、今後必要となる事務費及び給付費について、補正を行うものです。		補正前予算額	85,213
<主な事業> 1 子育て世帯臨時特例給付金 462,000 [参考] (1) 支給対象者 事業スケジュール 平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く。)を受給する者及び平成27年5月31日において児童手当の支給要件に該当する者 ・平成27年7月 コールセンター設置 ・平成27年8月 電算システム稼働開始 申請書の送付 申請受付開始 (2) 支給額 対象となる児童一人につき3千円 ・平成27年10月 給付金支給開始 申請書未提出者に対する再勧奨 (3) 対象児童数 15万4千人 ・平成27年12月 申請受付終了 ・平成28年1月以降 事業統計資料作成、補助金精算等 2 申請受付 26,985 各区役所及び郵送で、申請の受付を行います。 3 支給審査等 15,574 申請書の受付後、審査を行い、速やかに給付金を給付します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生活保護執行管理事業		補正額	405
局/部/課	保健福祉局/福祉部/生活福祉課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/5項 生活保護費/1目 生活保護総務費	- 一般財源	405
予算書P. 51 <事業の目的・内容> 生活保護及び中国残留邦人等支援給付の適正な運営を確保するため、生活保護受給者に対する自立・就労支援策の整備等、各種適正化の取組を推進します。			
<補正の目的・内容> 生活保護受給者等の生活困窮者への就労支援事業の更なる推進のため、西区役所及び中央区役所内にハローワーク機能を有するジョブスポットを設置することから、補正を行うものです。		補正前予算額	454,310
<主な事業> 1 ジョブスポット設置 405 [参考] 西区役所及び中央区役所内にジョブスポットを設置するに当たり、電源施設等の整備を行います。 事業スケジュール ・平成27年7月～8月 電源の整備 ・平成27年7月 電話回線敷設 ・平成27年8月 開設			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 母子保健事業（地域保健支援課）		補正額	7,800								
局/部/課	保健福祉局/保健所/地域保健支援課	〔財源内訳〕									
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/2目 予防費	16款 県支出金	7,800								
予算書P. 53 <事業の目的・内容> 不妊に悩む夫婦に対し、相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。		補正前予算額 254,216									
<補正の目的・内容> 平成27年度から、埼玉県は国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を財源として、男性不妊治療を行う県民(政令市・中核市以外)に対する助成事業を実施しており、本市及び県の中核市に対しては時限的に補助金を交付する予定です。埼玉県の補助金を活用し、男性不妊治療費を助成するため、補正を行うものです。											
<主な事業> 1 男性不妊治療費助成金 7,800 [参考] 埼玉県の男性不妊治療助成事業補助金を活用し、男性不妊治療費の助成を行います。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>事業スケジュール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・平成27年7月上旬</td> <td>要綱制定</td> </tr> <tr> <td>・平成27年7月中旬</td> <td>市民周知開始</td> </tr> <tr> <td>・平成27年8月</td> <td>事業実施</td> </tr> </table>				事業スケジュール		・平成27年7月上旬	要綱制定	・平成27年7月中旬	市民周知開始	・平成27年8月	事業実施
事業スケジュール											
・平成27年7月上旬	要綱制定										
・平成27年7月中旬	市民周知開始										
・平成27年8月	事業実施										

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等看護学院管理運営事業		補正額	75,468																														
局/部/課	保健福祉局/保健部/高等看護学院	〔財源内訳〕																															
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/7目 高等看護学院費	22款 市債	60,300																														
予算書P. 53 <事業の目的・内容> 看護師養成施設の管理運営を行うとともに、看護に必要な専門的知識と複雑化する疾病構造に対応できる判断能力、応用能力、問題解決能力及び技術を修得させ、社会に貢献することのできる有能な看護師を育成します。		- 一般財源	15,168																														
<補正の目的・内容> 高等看護学院は市立病院の再整備に伴い建替えが計画され、病院施設との一体整備により進められることになりました。両施設の整備計画の円滑な進捗を図るため、建設工事に速やかに着手する必要があることから、補正を行うものです。		補正前予算額 58,508																															
<主な事業> 1 高等看護学院建替事業 75,468 [参考] 事業スケジュール <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・平成27年12月末</td> <td>建設工事着工</td> </tr> <tr> <td>・平成29年1月末</td> <td>建設工事完了</td> </tr> </table>				・平成27年12月末	建設工事着工	・平成29年1月末	建設工事完了																										
・平成27年12月末	建設工事着工																																
・平成29年1月末	建設工事完了																																
<継続費の設定> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年 割 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国 県 支 出 金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高等看護学院 建替事業</td> <td>27</td> <td>75,468</td> <td>0</td> <td>60,300</td> <td>0</td> <td>15,168</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1,098,212</td> <td>0</td> <td>878,500</td> <td>0</td> <td>219,712</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,173,680</td> <td>0</td> <td>938,800</td> <td>0</td> <td>234,880</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	年 割 額	財 源 内 訳				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	高等看護学院 建替事業	27	75,468	0	60,300	0	15,168	28	1,098,212	0	878,500	0	219,712	計	1,173,680	0	938,800	0	234,880
事業名	年度	年 割 額	財 源 内 訳																														
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																											
高等看護学院 建替事業	27	75,468	0	60,300	0	15,168																											
	28	1,098,212	0	878,500	0	219,712																											
	計	1,173,680	0	938,800	0	234,880																											

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 農業環境整備事業		補正額	5,378
局/部/課	経済局/農業政策部/農業環境整備課	〔財源内訳〕	
款/項/目	6款 農林水産業費/1項 農業費/4目 農地費	予算書P. 53	- 一般財源 5,378
<事業の目的・内容> 農業振興地域整備計画に基づき、農用地等の保全と有効利用を推進するとともに、農用地の高度利用と生産性を高めるため、土地基盤整備や未整備の用排水路等の整備・補修を行い、地域の農業環境整備を推進します。			
<補正の目的・内容> 平成27年6月から埼玉県が実施する農業基盤整備事業施行に向けた基礎調査と並行して、事業区域周辺の農地の状況や地元農業者の要望・意見をまとめ、事業計画に反映するための意向調査業務を実施する必要があることから、補正を行うものです。		補正前予算額	294,887
<主な事業> 1 農業者意向調査業務(さいたま中央地区) 5,378 農業者の意向を的確に把握し、事業計画に反映させることで、効果的・効率的な農業基盤整備事業の実施を図ります。		[参考] 事業スケジュール ・平成27年8月～12月 調査内容検討、調査実施 ・平成28年1月～3月 調査内容整理、事業計画への反映	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 武蔵浦和駅第3街区市街地再開発事業		補正額	526,040
局/部/課	都市局/まちづくり推進部/浦和西部まちづくり事務所	〔財源内訳〕	
款/項/目	8款 土木費/5項 市街地再開発事業費/1目 市街地再開発事業費	予算書P. 53	15款 国庫支出金 526,040
<事業の目的・内容> 武蔵浦和駅南西部に位置する武蔵浦和駅第3街区(約2.6ha)について、市街地再開発事業により都市計画道路等の都市基盤施設を整備し、商業・業務・住宅等の調和のとれたまちづくりを実現します。			
<補正の目的・内容> 建設工事費の高騰などに対応するため、国の緊急支援措置を活用し、事業環境が厳しい市街地再開発組合を補助する必要があることから、補正を行うものです。		補正前予算額	3,241,670
<主な事業> 1 施行者への補助 526,040 建設工事費高騰の影響により事業環境が厳しい市街地再開発組合へ、建設工事費の一部を補助金として交付します。		[参考] 事業スケジュール ・平成28年3月 再開発ビル竣工	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校営繕事業		補正額	1,708,399
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/3目 学校建設費	15款 国庫支出金	526,996
<事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、中学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、災害時に避難場所として利用される体育館等の非構造部材耐震化を実施します。		21款 諸収入	576
		22款 市債	1,177,600
<補正の目的・内容> 学校体育館等避難場所機能整備事業において、武道場の非構造部材耐震化改修工事を実施するため、補正を行うものです。		- 一般財源	3,227
		補正前予算額	2,447,805
<主な事業> 1 武道場非構造部材耐震化改修工事 1,708,399 [参考] 岸中学校外35校の武道場非構造部材耐震化改修工事を 事業スケジュール 実施します。 ・平成27年9月～平成28年2月 工事実施			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 新設美園地区中学校基本計画作成等業務		補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	/				
予算書P. 37						
<事業の目的・内容> 浦和東部地区のまちづくりに伴う人口増に対応するため、平成31年4月開校予定の新設中学校の建設を行います。						
<補正の目的・内容> 新設中学校の建設に向けた基本計画の作成等を行うため、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 債務負担行為の設定 [参考] 事業スケジュール ・平成27年7月～平成28年9月 基本計画作成等業務						
<債務負担行為>						
事項	期間	限度額	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
新設美園地区中学校基本計画作成等業務	平成27年度から平成28年度まで	36,018	0	0	0	36,018

この冊子は420部作成し、1部当たりの印刷経費は、52円（概算）です。